

4 級検定料の改定及び、3 級受検時の筆記試験免除・
一部授業科目免除期間の延長に関する Q&A

Q1 なぜ4級の検定料を改定するのか

A もしもし検定4級につきましては、もしもし検定を受検いただきやすくすることを目的に、2014年に受検しやすい1,100円（消費税込）の料金設定で開始いたしました。おかげさまでその後、もしもし検定は受検者累計10万人を突破し、一定程度世の中に認知されてきたこと、および、諸物価の高騰に伴い、費用が高騰していることから、4級の検定料を2025年4月検定より改定させていただくことといたしました。

Q2 4級だけの値上げか。他の級は値上げしないのか

A 2025年4月においては、4級の検定料のみ改定の予定です。他の級については、今回、改定の対象とはなっておりません。

Q3 4級の値上げ時期は2025年4月検定からか

A 4級の検定料の値上げ時期については、一定の周知期間を経た上で、2025年4月検定以降の検定を対象といたします。2025年3月検定までは、検定料はお一人様1,100円（消費税込み）です。

Q4 4級の学校団体割引は、どのように申し込むのか、個人でも対象となるのか

A 10名様以上の受検ご希望がある場合に、学校の代表者の方等より、もしもし検定の実施機関へお申込みいただき、実施機関が申請、承認を経たのちに、団体割引が適用となります。個人を集めた10名様等については承っておりません。

Q5 4級の学校団体割引とは、どのような学校でも対象となるのか

A 学校とは、大学・高等学校・専門学校などを幅広く想定しております。詳しくは、受検ご希望の際に実施機関を通して事務局へお問合せください。

Q6 4級合格後の3級受検時の筆記試験免除が、4級合格日から2年以内から4年以内に変更になるとは、実際にはどのようなものか

A 4級合格者の方につきまして、従来、4級合格日（認定日）から2年以内の場合は、3級受検時に、筆記試験を免除とし、必要な講習時間を7時間以上でよいとしてまいりました。（2年超の場合は筆記試験要、必要な講習時間は15時間以上）この期間を2年から4年に延長する、というものです。

2024年7月検定受検の方より対象となります。（2024年4月25日以降の名簿登録が必要）

Q7 なぜ、3級筆記免除、講習時間の変更のみ、2024年7月検定以降とするのか

A 新型コロナウイルス感染等もあり、4級合格後に3級受検や講習受講が困難であった方も多いことから、過去には、コロナ特例を設けて、筆記免除・講習時間の変更を行ってまいりましたが、4級を合格された方が、より上位の3級へステップアップいただきやすくするために、4級検定料改定に先立ってこのような措置といたしました。

但し、4級合格時より4年超の方については、4級の検定問題なども時代により変わっていくものであることから、3級受検時には、4級の再度の受検・合格+7時間以上講習、または、15時間以上講習の受講をお願いいたします。

Q8 4級合格日から4年以内で、今回の改定の対象だが、3級受検のための15時間以上講習を受けてしまった。（または申し込んでしまった）どうしたらよいのか。

A 4級合格日（認定日）から2年以内の場合は、3級受検時に筆記試験を免除とし、必要な講習時間を7時間以上でよいとしてまいりましたが、15時間以上受講いただくことに問題はございませんので、講習のお申込みに対して返金等の対応はいたしません。

Q9 （実施機関向け）2024年4月25日以前に、7月3級の名簿登録をしたが、登録し直しが必要なのか

A 7月3級検定以降の3級検定へ、2024年4月25日以前に、今回の変更対象期間（4級合格から2年以上4年以内）の受検生がいる場合には、恐れ入りますが、一度削除し、4月25日以降に再度登録をお願いいたします。

<2024年4月15日追加>

Q10 今度3級を受検予定だが、2年以上4年以内に3級講習を受けている場合、その3級講習は有効か

A 講習の有効期限は2年間となっており、講習と検定受検日は近い方がのぞましいですが、今回の対象期間の延長に伴い、このような場合には、実施機関を通して、事務局へお問合せください。

A（実施機関向け）このようなケースの場合には、事務局へメールにてお問合せください。